



様式第4号（第6条関係）

令和元年5月31日

富士見市議会議長 篠田剛 様

会 派 名 安心倍增市政の会
代 表 伊勢田 幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 令和元年5月18日（土）
- 2 参加者名 伊勢田幸正
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
赤羽会館（東京都北区赤羽南1丁目13-1）
- 4 調査・研修概要
ペット防災セミナー《災害時のペット同行避難支援》

講師の一般社団法人HUGの富士岡剛氏より、熊本地震の経験を踏まえた講演があった。

ペット防災は二つの柱があり、一つは「飼い主の備え」、もう一つは「自治体・ボランティアによる同行避難の支援」である。ペット防災は動物愛護活動ではなく、被災者支援であると考えべきであり、適正に飼育できるようにサポートする活動である。

環境省は「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定し、飼い主の自己責任（自助）を原則とした上で、公助についても記載されている。国のガイドラインが策定されたが、実務を担う地方自治体がガイドラインを作らないと意味がない。熊本地震を経た熊本でもまだ進んでいるとはいえ、「動物の問題」という誤解から進んでいないといえる。

ペット対応の有用性としては、結果として自治体の負担を減らすことにつな

がることである。例えば避難所での同行避難が認められないことにより、飼い主が自宅に残った結果、二次災害とつながる可能性があり、東日本大震災でも実例がある。熊本でもペットのために避難所ではなく車中泊やテント泊を続け、熱中症やエコノミークラス症候群につながり、自治体の仕事が増えてしまった例もあった。また、東日本大震災でも「放浪動物」はまちの安全にも影響している。国民の3～4割が何らかの形でペットを飼っている現代では、全体の課題としてとらえるべきである。

現状、飼い主がガイドラインを知らず、ペットを連れて避難所に行けることが知られていない。ガイドラインを周知することで、災害時の避難所では動物を飼っていない人にもお世話になるという意識を持たせることにより、普段からのマナーの意識向上にもつなげることが重要である。また、ペットを飼っていない人に、災害時にはペットが来ることを認識させることも重要である。

西日本豪雨災害のある市では、全体の対応は危機管理課、避難所運営は生涯学習課、県からの動物についての通知は環境対策課とわかれており、情報の共有が図りきれていなかった例があった。この点についての危機管理部門の情報共有が必要である。

獣医師会との連携もガイドラインに書かれており、実際災害時に民間動物病院が活躍した例もある。

次に、世田谷区のペット防災ボランティア登録制度が紹介された。地震になると多数の動物愛護団体が被災地に来るが、熊本地震では独自に活動を展開し、「管理者に無断で避難所に張り紙をする」「危険な箇所に勝手に立ち入る」「避難所のグラウンドに自分たちのヘリの着陸を要求する」といった例が実際にあった。こうした事態を防ぐために、行政と動物愛護団体の中継ぎ役としての役割が期待できる。

続いて、熊本地震で設置された「わんにゃんハウス」が紹介された。体育館の一角に設置された「わんにゃんハウス」は、環境省から資金が援助され、掃除・散歩は飼い主の責任で行われ（自助が基本）、飼い主同士がサポートする体制ができた。保護シェルターではないが、これが設置されたことにより、被災者がペットにかかりきりにならず、避難所から仕事探しに出ることができるようになった例などもあることが話された。

ペット防災は自助が基本であり、ペットがいるとしないケースよりも手間が

かかることから、早めの避難が必要であり、避難場所等も普段から確認する必要がある。また、救助の際にわかるよう「ペット表札」を設置しておくことや、複数の種類のペットフードを普段から食べさせることも「災害対策」といえる。また首輪とリードは新品を一つストックしておく必要がある。

ペット防災の本質は飼い主の適正飼育にあり、普段から飼い主がマナーを守ることが重要で、ペットで嫌な思いをしている人と一緒に避難所で暮らすことを意識しないとイケない。ストレスのたまる避難所では矛先が犬猫に向かいやすい。飼い主が普段、散歩のときに通りすがりの人にしっかり挨拶をすることが第一歩であることが述べられた。

質疑応答で、災害時の動物愛護団体の活動について質問した。対して、いろいろな団体が活動を展開するが、行政への申請はなく、統括する組織も仕組みもないのが課題であったという話があった。

5 感想及びまとめ

ペット防災については富士見市でも協働提案事業により、市民への啓発、防災訓練時の啓発などの取り組みが始まっているが、その有用性を熊本地震の経験譚から改めて伺うことができた。

同時に、獣医師会との連携、世田谷区等のペット防災ボランティア登録制度、事前に民間と連携する枠組みをいかに作っておくかが重要であることの提言など、本市ではまだこれからの点について、提案があった。本市でもこの点についても検討すべきと考える。

また、災害時は社会福祉協議会などが窓口になりボランティアセンターが開設されるが、動物愛護団体の活動の窓口になるのはどこかを定めておくのも過去の災害の例を見ても、混乱を防ぐためには重要性があるといえる。これらの点を提言していきたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管